

# 〔資料及び解題〕 高等学校設置基準の諸草案

福嶋尚子

〔Historical Materials & Commentary〕 Drafts of High School Establishment Standard

Shoko FUKUSHIMA

The purposes of this paper are to introduce Drafts of High School Establishment Standard and to comment about them. High School Establishment Standard was enacted in January 1948. The Ministry of Education established a Secondary School Standards Committee to let them write drafts of the standard in March 1947 just before the enactment of School Education Law. This paper introduces seven drafts. As well as the committee, the Ministry of Education and the CIE seemed to be involved in making them. We can understand by examining these drafts how and to what degree they had tried to maintain the quality of new high schools.

## 目次

### 1. 解題

- 1-1. 高等学校設置基準とは
- 1-2. 高等学校設置基準の立案の経緯
- 1-3. 諸草案の概要
- 1-4. 諸草案の全体的特徴

### 2. 資料

- 2-1. 【一次案】1947年4月23日
- 2-2. 【二次案】1947年6月4日
- 2-3. 【三次案】1947年7月9日、1947年7月16日
  - 2-3-1. 【三次案（恒久）】1947年7月9日
  - 2-3-2. 【三次案（暫定）】1947年7月16日
- 2-4. 【四次案】1947年7月30日
  - 2-4-1. 【四次案（恒久）】1947年7月30日
  - 2-4-2. 【四次案（暫定）】1947年7月30日
- 2-5. 【五次案（恒久 + 暫定）】日付不明
- 2-6. 【六次案（恒久 + 暫定）】1947年10月21日
- 2-7. 【七次案（恒久 + 暫定）】日付不明

## 1. 解題

### 1-1. 高等学校設置基準とは

1948年1月27日に制定された高等学校設置基準（省令第1号）は、初等中等教育段階では、小学校や中学校に先駆けて誕生し、戦後70年近く、新制高等学校の水準を保障してきた法令である。高等学校は、選ばれた少数の裕福な家庭の青年が通うことのできる旧制の高等学校像から、戦後、希望すれば誰でも入ることのできる新制のそれへと転換した。その意味では、新制高等学校は、複線型学校体系が単線型学校体系に転換したことを示す象徴的な学校段階だったともいえる。しかし、多くの青年を受け入れるためには学校数を大幅に増やす他なく、そうして増やした多数の学校が、果たして全ての地域の青年の教育を受ける権利を保障できるかどうか懸念された。こうして、新制高等学校の一定の質をいかに担保するのかが政策課題とされたのである。この政策課題を解決する方策の1つとして制定されたのが高等学校設置基準である。

このように制定された高等学校設置基準は、現代としても非常に高水準の教員配置基準を示したり（「第三

章 編制)、あるいは学科ごとに異なる施設基準を提示する(「第四章 設備」)など、非常に画期的である。その一方で、当時の財政や資材等の状況を踏まえて時限的に制定された「暫定基準」が、その時限が過ぎても長らく「恒久基準」に代替することとなったり<sup>1</sup>、1961年に制定される高校標準法が高等学校設置基準に示された教員の配置基準を踏まえない<sup>2</sup>など、その実効性に疑問の声も投げかけられている。高い水準の教育条件整備基準を提示しながらも、その基準の遵守を担保する仕組みは不十分だったということである。

なぜこのような仕組みになってしまったのだろうか。三羽光彦は、GHQ 文書と高等学校設置基準の諸草案を用いて高等学校設置基準の立案過程について明らかにしているが、諸草案については、どのような構成になっているかについて大まかに触れている程度であり、一つ一つの条文の内容や修正の経緯についてまでは明らかにしていない<sup>3</sup>。これについて明らかにするためには、高等学校設置基準の諸草案について条文の内容、構成の変化等を詳しく検討する必要がある。

筆者は、国立教育政策研究所の所蔵している戦後教育改革資料・大田周夫旧蔵資料(以下、大田文書)に含まれている高等学校設置基準の諸草案を入手した。大田周夫は、高等学校設置基準の制定当時、文部省学校教育局で新制高等学校に関わる事務を担当していた高等教育課長である。これらは主に手書きで条文案が書かれ、時にはそこにさらに修正点などが書き込まれている。多くが手書き文字であることや、印刷の状況が良好ではないことで、非常に読みにくい資料であったため、全て書き起こしを行った。この諸草案は、高等学校設置基準の立案過程を明らかにするためには欠くことのできない史資料であると考え、今回、一部を除いて全文掲載することにした。

## 1-2. 高等学校設置基準の立案の経緯

高等学校設置基準の諸草案について紹介する前に、三羽 1999 によりつつ、一次史料を参照しながら、立案の簡単な経緯を説明しておくこととしたい。

学校教育法が 1947 年 3 月 31 日に制定され、新制中学校の上に新制高等学校が設置されるという、いわゆる 6・3・3 制の学校体系が決まり(同法 1 条)、その学校段階に対応する学校設置基準の制定が規定された(同法 3 条)。この学校教育法が制定される直前、新

制高等学校の学校設置基準を立案するため、文部省は、新制高等学校設置基準設定委員会(a Secondary School Standards Committee)を設置した(以下、設置基準委員会)<sup>4</sup>。設置基準委員会は当初、旧制高等学校、旧制中学校、青年学校、旧制専門学校、旧制大学における校長などの管理職 17 人で構成されており、文部省高等教育課の大照完が事務整理の責任を一手に担っていた<sup>5</sup>。また、CIE 中等教育官のオズボーン(Monta L. Osborne)が担当官となり、設置基準委員会の会合に参加したり、文部省の大照との会合をもったりしながら、設置基準の制定に関わっていた。1947 年 3 月 25 日に第 1 回会合を開かれたのち、第 2 回以降も週 1、2 回の会合の開催が予定されており<sup>6</sup>、実際に週 1 回程度開催されてきた。

4、5 月は東京周辺に在住のおよそ 20 人の委員の下で高等学校設置基準を検討してきたが、「1 つの委員会が扱うには数が膨大過ぎ、また詳細すぎる」<sup>7</sup>ことが明らかになってきたため、6 月 4 日、設置基準委員会に新たに分科会を置き、分科会委員を新たに委嘱することとなった<sup>8</sup>。分科会は、普通科、農業科、工業科など学科ごとに 6 つ設けられ、設置基準委員会は 33 名の委員を新たに加え、55 名の大規模な委員会となった<sup>9</sup>。設置基準委員会は 7 月 30 日、設置基準委員会委員長・菊地龍道名で文部省学校教育局長(日高第四郎)宛に「高等学校設置基準案(別紙一)」と「昭和二十二年度高等学校設置暫定基準案(別紙二)」を提出している<sup>10</sup>。

その後、設置基準案の検討の主たる担い手は、設置基準委員会から、大照ら文部省高等教育課員と CIE・オズボーンとの間に移され、他の新制高等学校準備の施策と並行して、水面下での基準案の検討・修正が行われていたようである。こうした検討は同年末まで続き、12 月 26 日付の CIE 中等教育班のレポートではようやく、高等学校設置基準が「旧制中等学校が新制中等学校になるために満たさなければならない最低限の要件を挙げ」ているものとして、CIE 教育課の最終的な承認を得たと報告されている<sup>11</sup>。

こうして、年が明けた 1948 年 1 月 27 日、文部省令第 1 号として「高等学校設置基準」が制定されたのである。

## 1-3. 諸草案の概要

筆者が手に入れることができた高等学校設置基準の

## 〔資料及び解題〕 高等学校設置基準の諸草案

草案は、大田文書に収録されているもので、全部で7案である。

立案日の一番早い原案は、1947年4月23日付の「〔新制高等学校設置基準〕編成、設備、経費及び維持の方法」である。大田文書には、4月23日付のこの「編成、設備、経費及び維持の方法」のあと、1つの薄綴（文書）を挟んで、「〔新制高等学校設置基準案〕別記1 校地及び校舎建物に関する基準（案）（昭22.5）」<sup>12</sup>と「〔新制高等学校設置基準案〕別記4 夜間教授を行う教室等の照明」がある。この2つの文書は同じ1枚の紙の上に連なっているので、全く一体のものといえる。これらの2つの「別記」案は、「編成、設備、経費及び維持の方法」と内容に重複がなく、これと対になるものと考えられるので、立案日は異なるが、これら3つ文書で【一次案】と呼ぶこととする。

続いて、6月4日付の「〔新制高等学校設置基準案〕編成、設備、経費及び維持の方法」がある。この6月4日付の文書には、間に「別記一 校地及び校舎建物に関する基準（案）昭二二・五」、「（別記二の参考）」、「別記四 夜間教授を行う教室等の照明」について書かれた文書がはさまれている<sup>13</sup>。この3つの「別記」案も「〔新制高等学校設置基準案〕編成、設備、経費及び維持の方法」とは立案日はずれるが、【一次案】とは内容が多少異なり、「編成、設備、経費及び維持の方法」と対になるものと考えられるので、これらの「別記」案を合わせて【二次案】とする。

このうち、7月9日付のものとして「（高等学校設置基準設定委員会）高等学校設置基準（昭22.7.9決定）」と、7月16日付の「昭和23年度高等学校暫定基準案（昭22.7.16）」がある。基準の内容を見ると、前者が恒久基準案、後者が暫定基準案となっており、両者は対になっているので、この2つの文書をもって【三次案】とする。

設置基準委員会が最後に日高等学校教育局長に最終報告として提出した7月30日付の原案が、【四次案】である。以上が、高等学校設置基準設定委員会により立案された原案とみられる。

その後、文部省において立案されたものとして、日付不明のものが2つ（「高等学校設置基準（案）」と「高等学校設置基準規程案」）、10月21日付のものが1つ存在する。その記述を検討すると、「高等学校設置基準

（案）」は10月21日付以前のものともみられるのでこれを【五次案】、「高等学校設置基準規程案」の方は制定された高等学校設置基準により文言が似ているので【七次案】、よって、10月21日付のものは【六次案】とする。以上の原案の名称、立案日、出典は、以下の表1にまとめた。

表1：高等学校設置基準の原案リスト

名称	立案日	出典	
【一次案】	〔新制高等学校設置基準〕編成、設備、経費及び維持の方法	4月23日	SS180-5-3-106
	〔新制高等学校設置基準案〕別記1 校地及び校舎建物に関する基準（案）（昭22.5）	5月	SS180-5-3-106
	〔新制高等学校設置基準案〕別記4 夜間教授を行う教室等の照明	5月	SS180-5-3-106
【二次案】	〔新制高等学校設置基準案〕編成、設備、経費及び維持の方法	6月4日	SS180-5-3-106
	別記一 校地及び校舎建物に関する基準（案）昭二二・五	5月	SS180-5-3-106
	（別記二の参考）	5月	SS180-5-3-106
	別記四 夜間教授を行う教室等の照明	5月	SS180-5-3-106
【三次案】	（高等学校設置基準設定委員会）高等学校設置基準（昭22.7.9決定）	7月9日	SS180-5-3-110
	昭和23年度高等学校暫定基準案（昭22.7.16）	7月16日	SS180-5-3-110

【四次案】	①別紙1 高等学校設置基準案(昭22・7・30決定)	7月30日	SS180-5-3-107
	②別紙2 昭和23年度高等学校設置暫定基準案(昭22・7・30決定)	7月30日	SS180-5-3-107
【五次案】	高等学校設置基準(案)	日付不明	SS180-5-3-107
【六次案】	高等学校設置基準要綱案(案)	10月21日	SS180-5-3-107
【七次案】	高等学校設置基準規程案〔及び〕附表	日付不明	SS180-5-3-119
【制定版】	高等学校設置基準	1月27日	1948年文部省令1号

※「名称」及び「出典」は、基本的に『大田周夫旧蔵資料目録』上の表記を用いた。ただし、【二次案】の「別記」案など、目録上に表記がないものは、

原典資料の名称を用いた。

この他にも、大田文書には、高等学校設置基準の原案とみられる文書がいくつか存在する。例えば、「[新制高等学校設置基準案] 編成(決定の分)」<sup>14</sup>、「[高等学校設置基準の] 趣旨(案)(昭22.6.18)」、「[高等学校設置基準案の] 編成(昭22.5)[及び]設備(昭22.6.2)」、「[高等学校設置基準案の] 別記1・校地及び校舎建物に関する基準(案)[及び]別記4・夜間教授を行う教室等の照明」<sup>15</sup>である。しかし、これらは、日付が厳密に判明しておらず、原案の全体像を示すものではなく、また他の原案とも内容がそれほど変わらないため、ここには掲載しない。

さらに、定時制課程や農業・水産、商業、家庭科等学科ごとの基準案<sup>16</sup>や、設置基準委員会の原案に対する文部省側の修正案とみられるもの<sup>17</sup>が多く存在するが、これらは基準の全体像を示すものではなく、かなり専門的で詳細な基準内容に踏み込むことになるため、これらについても今回は掲載を見送ることとする。

#### 1-4. 諸草案の全体的特徴

高等学校設置基準の7つの原案と実際に制定されたものを条文数の視点から比較すると、以下の表2のようになる。

表2: 高等学校設置基準各原案と制定版の条文数一覧

		【一次案】	【二次案】	【三次案】	【四次案】	【五次案】	【六次案】	【七次案】	【制定案】
恒久基準	趣旨総則			3	3	3	4	5	4
	学科			3	3	3	2	2	2
	編制	7	7	11	12	10	12	10	9
	設備	12	12	13	13	13	11	11	11
	経費及び維持	4	4	4					
	その他			3					
暫定基準	附則					10	8	6	7
	趣旨総則			4	4	(2)	(2)	(2)	(2)
	編制			1	1	(3)	(4)	(2)	(2)
	設備			2	2	(4)	(1)	(1)	(1)
条文数合計		23	23	44	38	39	37	34	33

※各原案及び制定版の条文数を示している。但し、()は、「附則」の中の内訳であり、数字は「附則」に重複している。よって、条文数の合計には含まれていない。

これによれば、設置基準委員会は、まず「編制」「設備」「経費及び維持」から検討を始めたが、【三次案】の作成までに、基準を「恒久基準」と「暫定基準」に分ける方針を決め、これに伴い、「趣旨(総則)」「学科」に関する条文を準備し始めたことがわかる。「暫定基準」としておかれたのは「趣旨(総則)」「編制」「設備」の部分のみである(「学科」には、「恒久基準」「暫定基準」はない)【四次案】では、設置基準の範疇には入らないと判断されたのか、「経費及び維持」に関する条文が削られた。設置基準委員会が主体となって立案を行ったのはこの【四次案】までである。立案の担い手が文部省とCIEに移ったことをきっかけに、「暫定基準」は「附則」としておかれることとなったため、【五次案】以降はこれが一定数おかれている。

これらの諸草案の条文の詳しく検討することによって、基準設定委員会・文部省関係者がいかに、あるいはどの程度の新制高等学校の水準を保障しようとしていたのかを明らかにすることができるであろう。このことは、別稿の課題としたい。

## 2. 資料

以下は、解題で示した【一次案～七次案】を書き起こしたものである(制定版の高等学校設置基準については、紙幅の問題で省略する)。専門学科の施設名一覧を除き、基本的にすべてを掲載している。但し、【七次案】では農業に関する学科のうち農業科に備えるべき施設に関する部分のみ、専門学科に備えるべき施設を規定する例として掲載した。資料の特定の部分を略す場合は、〔略〕等と表記した。その他、筆者からの注記は□を使っている。

文字が薄い、あるいはつぶれているなどして読み取りづらかったものについては、●で表した。

漢字については、できるだけ原文のまま表記するよう心がけ、明らかな誤字脱字などもそのまま表記した。しかし、文書が前後するなどしている場合は、条文の順番になるように順番を入れ替えて正しくする工夫をしてある。但し、【七次案】には第一号表甲と乙が2か所で記載されており、異なる記述が多少みられるため、どちらの箇所も掲載することとした。

著作権の観点から、本資料には、条文本体のみを掲載し、そこへの個人の書き込みについては掲載しない

こととする。実際の資料には、条文本体に多数の修正・削除の指示などが書き込まれている。

各案の見出し「【一次案】1947年4月23日」のみ、筆者が付けた見出しである。例えば、【一次案】は文書自体の見出しがなく、「編制」から始まっているということである。

本資料の全ては、国立教育政策研究所教育図書室所蔵のものである。

### 2-1. 【一次案】1947年4月23日

#### 編制

#### 昭二二、四、二三

- 一 学級は同じ学科の同じ学年の生徒をもって編制する。
- 二 一学級の生徒数は学科による特別の定めのない限りは五十人以下とする。但し特別の場合にはこの標準を超えることができる。この場合においては監督廳に届け出なければならない。
- 三 教育上必要のある場合には、同じ学年又は同じ学級の生徒を分ち、あるいは学年又は学級の異なる生徒を合して同時に授業を行ふことができる。
- 四 教員の数は三学級以下の場合は一学級毎に教諭三人以上をおき、四学級以上一学級を増す毎に二人以上の割合でこれを増加する。但し一学級に一人は専任としなければならない。前項の外一学科を増すごとに教諭二人以上を増加しなければならない。
- 五 特別の事情のある時は、前条の教諭は、その三分の一位以内の範囲で助教諭を以て充てることができる。
- 六 教諭及び助教諭はすべて担任する教科に應じた免許状を有するものでなければならない。前項の外、相当数の事務職員並びに実験実習及び保健に必要な相当数の教員をおかななければならない。
- 七 身体虚弱その他身体に異常ある生徒であつて特別の授業を行ふ必要あると認めるものの為特に学級を編成することができる。前項の場合は設置者はその事情及び期日を具して監督廳に届け出なければならない。

#### 設備

- 八 高等学校には学科の種類及び生徒数に適應した専用の校地、校舎、体育場、校具その他必要な設備

を備えなければならない。

- 九 校地は、保健上適当であり、教育環境そして良好な位置になければならない。
- 十 校舎は、学習上、保健上、適切で、堅牢なものでなければならない。
- 一一 校地及び校舎建物に関する基準は別記一による。
- 一二 校舎には少くとも次に掲げる施設を含み且つこれらの施設は常に改善されなければならない。
1. 校長室、会議室、教員室、事務室
  2. 学級数と同数以上の普通教室
  3. 合併教室
  4. 物理化学、生物のそれぞれの実験室、準備室
  5. 音楽教室、図画教室、工作教室及びそれぞれの準備室
  6. 医療室、休養室
  7. 図書室、講堂、体育館
  8. 教員研究室
- 前項の他、実業に関する学科をおく高等學校にあつては、別記に示す施設をおかなければならない。
- 一三 校具とは学習用、体育用、及び保健用の図書、機械、器具、標本、模型及び薬品をいう。
- 一四 校具はすべて学習上保健上有効適切で且つ斬新なものを備へなければならない。
- 一五 高等學校に備えるべき校具は別記三の基準による。
- 一六 高等學校には學校の規模に応じ手洗場、足洗場、炊飯場、その他保健上必要な給水設備を備えるものとし、その水質は衛生上無害ではなければならない。
- 一七 高等學校には學校の規模に応じ安全を期し得る程度の防火壁、消火栓、消火器等の消火設備を備へなければならない。
- 一八 夜間課程をおく學校にあつては、別記四の基準により、学習上、保健上適当な照明設備を備えなければならない。
- 一九 高等學校には、なるべく左の施設を備えるようにする。
1. 寄宿舎
  2. 農耕実習地
  3. 教職員住宅
  4. 給食施設

## 経費及び維持の方法

- 一 高等学校の設置者は、左の諸項目について、学校の規模と内容に応じた経費を計上しなければならない。
1. 校舎、校具の維持修理費
  2. 実験実習費
  3. 教員研究費
- 二 高等学校の校地、校舎、校具は、その設置者の所有にかゝるものでなければならない。
- 三 設置者が法人である場合には、学校の規模と内容に応じ●●万円以上の基本金を有しなければならない。
- 四 設置者が法人である場合には、毎会計年度の終了後二箇月以内に、年次決算を公表しなければならない。

## 別記一 校地及び校舎建物に関する基準（案） 昭和二二・五

（学科による特別の規定がある場合には、その  
條項を適用しない。）

### 一、校地

1. 校地面積は、生徒一人当たり四〇平方米を標準とする。
2. 体操場の面積は、生徒一人当たり二〇平方米を標準とする。
3. 校地の周囲は、道路をもって囲まれるのを原則とし、校舎本屋と隣地境界線又は道路対側境界線との距離は一〇米以上とする。

### 二、校舎

1. 並列する校舎の隣棟間隔は、一〇米以上とし、且つ教室主採光窓側より対向する建物迄の距離は、対向する建物の軒高の二倍以上とする。
2. 生徒一人当り校舎床面積は、一〇平方米以上とする。
3. 普通教室の（幅員は五・五米、長さは一〇米とし、長さは学級生徒数に応じ一米刻みに減ずることができる。） 註 0 内は国民学校用に規定されたもの。

#### （別記二の参考）

○高等普通教育を主とする高等学校で実業科の課程をおく場合

- ・農業の課程の場合——農具室、畜産室、加工室、  
収納室、肥料室

## 〔資料及び解題〕 高等学校設置基準の諸草案

- ・工業の課程の場合——木工実習室、機械実習室、電気実習室、化学実習室、製図室、暗室
- ・商業の課程の場合——タイプライター室
- ・家庭の課程の場合——裁縫室、割烹室、作法室、洗濯室

**別記四 夜間教授を行う教室等の照明**

一、平均照度を左記以上とすること。

(室名及び場所) (照度—ルクス)

1. 製図室、図画室、裁縫室等の机上面及び黒板面  
.....一〇〇
2. 普通教室、物理教室、化学教室、博物教室、音楽教室、実験室等の机上面及び黒板面  
..... 五〇
3. 屋内体操場、講堂、集合室等..... 二〇
4. 廊下、階段、便所、出入口等..... 一〇

二、教室においては、裸電球を使用せず、電球を「グローブ」中に藏めること。

三、机上面及び黒板面の均斉度

$\left[ \frac{\text{平均照度} - \text{最低照度}}{\text{平均照度}} \right]$  を三〇%以下とすること。

**1-2. 【二次案】1947年6月4日****編制**

- 一 学級は同じ学科の同じ学年の生徒をもって編制する。
- 二 一学級の生徒数は、学科による特別の定めのない限りは、四十人以下とする。但し、特別の場合には、この標準を超えることができる。この場合においては監督廳に届け出なければならない。
- 三 教育上必要のある場合には、同じ学年又は同じ学級の生徒を分ち、あるいは学年又は学級の異なる生徒を合して同時に授業を行うことができる。
- 四 教員の数は三学年級以下の場合は一学級毎に教諭四人以上をおき、三学級以上一学級を増す毎に二人以上の割合でこれを増加する。但し、一学級に一人は専任としなければならない。前項の他、一学科を増す毎に教諭二人以上を増加しなければならない。前項及び前々項の他、相当数の事務職員並びに実験実習及び保健衛生に必要な相当数の教員をおかななければならない。

(実習教師については分科会において審議する。)

- 五 特別の事情のあるときは、前條の教諭は、その三分の一位以内の範囲で助教諭を以て充てることができる。
- 六 教諭及び助教諭は担任する教科に応じた免許状を有するものでなければならない。但し特別の事情ある場合において監督廳の認めを受けたときは、この限りでない。(五・六は助教諭の資格及び免許に関するものが決定すればもう一度検討する要あり)
- 七 学校教育法第七十五條の規定による特殊学級を編制した場合は、設置者はその事情及び期日を具して監督廳に届け出なければならない。

**設備**

- 八 高等学校には学科の種類及び生徒数に適應した専用の校地、校舎、体育場、校具その他必要な設備を備えなければならない。
- 九 校地は、保健上適当であり教育環境として良好な位置になければならない。
- 十 校舎は、学习上、保健上、適切で、堅牢なものでなければならない。
  - 一一 校地及び校舎建物に関する基準は別記一による。
  - 一二 校舎には少くとも次に掲げる施設を含み、且つそれらの施設は常に改善されなければならない。
    1. 校長室、会議室、教員室、事務室
    2. 学級数と同数以上の普通教室
    3. 合併教室
    4. 物理化学、生物のそれぞれの実験室、準備室
    5. 音楽教室、図畫教室、工作教室及びそれぞれの準備室
    6. 医療室、休養室
    7. 図書室、講堂、体育館
    8. 教員研究室
- 前項の他、実業に関する学科をおく高等学校にあつては、別記に示す施設をおかななければならない。
- 一三 校具とは学習用、体育用、及び保健用の図書、機械、器具、標本、模型及び薬品をいふ。
- 一四 校具は全て学习上保健上有効適切で且つ斬新なものを備へなければならない。
- 一五 高等学校に備えるべき校具は別記三の基準による。

- 一六 高等学校には学校の規模に応じ手洗場、足洗場、炊飯場その他、保健上必要な給水設備を備へるものとし、その水質は衛生上無害でなければならない。
- 一七 高等学校には学校の規模に応じ安全を期し得る程度の防火壁、消火栓、消火器等の消火設備を備へなければならない。
- 一八 夜間課程をおく学校にあつては、別記四の基準により、学習上保健上適当な照明設備を備へなければならない。
- 一九 高等学校には、なるべく左の施設を備へようにする。
  1. 寄宿舎
  2. 農耕実習地
  3. 教職員住宅
  4. 給食施設

**経費及び維持の方法**

- 一 高等学校の設置者は、左の諸項目について、学校の規模と内容に応じた経費を計上しなければならない。
  1. 校舎、校具の維持修理費
  2. 実験実習費
  3. 教員研究費
- 二 高等学校の校地、校舎、校具は、その設置者の所有にかゝるものでなければならない。
- 三 設置者が法人である場合には、学校の規模と内容に応じ●●万円以上の基本金を有しなければならない。
- 四 設置者が法人である場合、毎会計年度の終了後二ヶ月以内に、年次決算を公表しなければならない。

**別記一 校地及び校舎建物に関する基準(案)**

昭和二二・五

(学科による特別の規定がある場合には、その條項を適用しない。)

**一、校地**

- 1. 校地面積は、生徒一人当たり四〇平方メートルを標準とする。
- 2. 体操場の面積は、生徒一人当たり二〇平方を標準とする。

**二、校舎**

- 1. 生徒一人当たり校舎床面積は、一〇平方メートル以上と

する。

- 2. 普通教室の(幅員は五・五米、長さは一〇米とし、長さは学級生徒数に応じ一米刻みに減ずることができる。) 註( )内は国民学校用に規定されたもの。

**(別記二の参考)**

- 高等普通教育を主とする高等学校で実業科の課程をおく場合
  - ・農業の課程の場合——農具室、加工室、収納室、肥料室
  - ・工業の課程の場合——木工実習室、機械実習室、電気実習室、化学実習室、製図室、暗室
  - ・商業の課程の場合——タイプライター室
  - ・家庭の課程の場合——裁縫室、割烹室、作法室、洗濯室

**別記四 夜間教授を行う教室等の照明**

- 一、平均照度を左記以上とすること。
 

(室名及び場所)	(照度—ルクス)
1. 製図室、図画室、裁縫室等の机上面及び黒板面	……………一〇〇
2. 普通教室、物理教室、化学教室、博物教室、音楽教室、実験室等の机上面及び黒板面	…………… 五〇
3. 屋内体操場、講堂、集合室等……………	二〇
4. 廊下、階段、便所、出入口等……………	一〇
- 二、教室においては、裸電球を使用せず、電球を「グローブ」中に藏めること。
- 三、机上面及び黒板面の均斉度

$$\left[ \frac{\text{平均照度} - \text{最低照度}}{\text{平均照度}} \right] \text{を} 3\% \text{以下とすること。}$$

2-3. 【三次案】1947年7月9日、1947年7月16日

2-3-1. 【三次案(恒久)】1947年7月9日

**高等学校設置基準(高等学校設置基準設定委員会昭二二・七・九決定)**

**第一、趣旨**

- 一 高等学校は義務教育に続く教育段階として、高等普通教育及び専門教育を施すを目的とし、國家及び社会の有為な形成者を養成する重要な使命を持



## 〔資料及び解題〕 高等学校設置基準の諸草案

つものであるから、その教育目的が遺憾なく達成されるようにこゝに示す基準に基づき設置され、充實されることが必要である。

- 二 こゝに示す基準は、高等学校の目的にかんがみ、全国を通じ共通に定めたものであるから、都道府県監督廳はこれに基き、その地方の實情にそうように適切な運用をしなければならない。
- 三 こゝには一般的の事項の外、普通科、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科及び家庭に関する学科について基準を示したのであるがこれら以外の学科又は二つ以●の学科をおく場合についてはこゝに示す基準を参酌し、都道府県監督廳において適切に処置することが必要である。

## 第二、学科

- 一 高等学校には、次の学科の一つ又は二つ以上を置くことができる。
- 普通科、農業に関する学科、水産に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、家庭に関する学科、厚生科、商●科、外國語科、音楽科、体育科、宗教科、その他専門教育を施す学科として適当な規模内容があると認められる学科
- 二 工業に関する学科は機械科、造船科、電氣科、電氣通信科、工業化学科、紡績科、色染科、土木科、建築科、採鋳科、冶金科、金属工業科、木材工藝科、金属工藝科、窯業科等とする。
- 農業に関する学科は、農業科、林産科、蚕業科、園藝科、畜産科、農業土木科、農業製造科、造園科とする。
- 水産に関する学科は、漁業科、水産製造科、水産増殖科等とする。
- 商業に関する学科は、商業科、貿易科、経営科等とする。
- 家庭に関する学科は、被服科、食物科等とする。
- 三 高等学校は前二條の学科を分合した学科を設けることができる。

## 第三、編制

- 一 高等学校の生徒数は千二百人を超えてはならない。但し夜間の課程においては八百人以下とする。特別の事情があるときは前項の生徒数を超えることができる。
- 二 学級は同じ学科の同じ学年の生徒をもって編制す

る。

- 三 一学級の生徒数は、四十人以下とする。但し、特別の場合にはこの標準を超えることができる。この場合においては監督廳に届け出なければならない。
- 四 教育上必要のある場合には、同じ学年又は同じ学級の生徒を分ち、あるいは学年又は学級の異なる生徒を合して同時に授業を行うことができる。
- 五 教諭の数は三学級以下の場合は一学級毎に教諭四人以上をおき、四学級以上一学級を増す毎に、農業に関する学科にあつては二・五人以上、その他の学科にあつては二人以上の割合でこれを増加する。但し、一学級に一人は専任としなければならない。前項の外一学科を増す毎に教諭二人以上を増加しなければならない。
- 六 特別の事情あるときは、前條の教諭は、その三分の一位以内の範囲で助教諭を以て充てることができる。
- 七 工業に関する学科をおく高等学校にあつては実習を●●●●教諭又は助教諭については前項の他、一学科三学級以下一学級毎に二人以上を置き四学級以上一学級を増す毎に一人以上の割合で増加するものとする（この中●は若干の実習助手を含んで差支へない）
- 但し学校に生産工場を經營する場合は、これ以上相当数の実習員を増加しなければならない。実習助手の数は、農業に関する学科をおく学校にあつては、三学級以下の場合、一学級毎に三人以上を置き、一学級以上●学級までを増す毎に一人を増加する。
- 前項の外、一学科を増す毎に二人以上を増加しなければならない。
- 商業に関する学科をおく高等学校にあつては、実習助手の数は三学級以下の場合二名以上とし更に一学級以上六学級までを加える毎に一名以上を増加するものとする。
- 家庭に関する学科をおく高等学校にあつては、実習助手の●は教諭二人乃至三人について一人とする。
- 八 高等学校の事務の職員の数は、三学級以下の場合、二名以上とし更に一学級以上六学級までを加える毎に一名以上を増加するものとする。

九 教諭及び助教諭はすべて担任する教科に應じた免許状を有するものでなければならない。但し特別の事情ある場合において監督廳の認可を受けたときは、この限りでない。

(註)助教諭の資格及び免許に関するものが決定すればもう一度検討する要あり

十 高等学校に通常の課程の他に夜間の課程をおく場合は、夜間課程の教職員の定数は、これを独立学校の計算方式によって定めなければならない。

この場合においては、夜間課程に専任の主事及び相当数の専任の事務職員をおかななければならない。

十一 学校教育法第七十五條の規程による特殊学級を編成した場合は、設置者はその事情及び期日を具して監督廳に届け出なければならない。

#### 第四、設備

一 高等学校には学科の種類及び生徒数に適應した専用の校地、校舎、体操場、校具その他必要な設備を備えなければならない。

二 校地は、保健上適当であり、教育環境として良好な位置にななければならない。夜間の課程をおく高等学校の位置は、通学に便利なところにななければならない。

三 校舎は、学習上、保健上及び管理上、適切で、堅牢なものでなければならない。

四 校地及び校舎面積に関する基準は別記一による。

五 校舎には少くとも次に掲げる施設を含み且つそれらの施設は常に改善されなければならない。但し随時使用可能な兼用の施設をもってその一部に替えることが出来る。

#### 普通科

##### 1 普通科

- (一) 校長室、会議室、教員室、事務室
- (二) 学級数と同数以上の普通教室
- (三) 社会科教室及びその準備室
- (四) 物理、化学、生物、地学のそれぞれの実験室標本室及び準備室
- (五) 音楽教室、書道教室、図画教室、製図教室、工作教室及びそれぞれの準備室
- (六) 実業科教室 (別記による)
- (七) 図書室、講堂、体育館
- (八) 教員研究室
- (九) 医療室、休養室

専門教育を施す施設については別記二による。

[専門学科に備えるべき施設・略]

六 校具とは学習用、体育用、及び保健用の図書、機械、器具、標本、及び模型をいう。

七 校具はすべて学習上保健上有効適切で常に改善補充されなければならない。

八 高等学校に備へるべき校具及び薬品等については別に定める基準による。

九 高等学校には学校には学校の規模に従い保健上の必要に應ずる十分な給水施設を備えるものとし、その水質は衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

十 高等学校には学校の規模に應じ安全を期し得るに足る防火壁、消火栓、消火器等の消火設備を備えなければならない。

十一 夜間の課程をおく高等学校にあつては、必ず食堂、炊事場等の給食に必要な施設を備えなければならない。

十二 夜間において授業を行う学校にあつては、教室の照度は七〇ルクス以上を維持するものとして更に別記三に示す照明標準に達するよう努めなければならない。やむを得ない場合であっても教室の照度は五〇ルクスを下つてはならない。電圧一〇〇ボルトの場合には七米に九米 ●教室で一〇〇ワットの電球●個に●い笠をつけることによって七〇ルクスの照度を得る。

一三 高等学校には、なるべく左の施設を備える。

- 1 生徒集会所
- 2 寄宿舎
- 3 給食施設
- 4 学校農園
- 5 教職員住宅

#### 第五、経費及び維持の方法

一 高等学校の校地、校舎、校具は、設置者の所有にかゝるものでなければならない。

二 設置者が法人である場合には、学校の規模と内容に應じ相当●の基本金を有しなければならない。

三 高等学校の設置者は、左の諸項目について、学校の規模と内容に應じた経費を計上しなければならない。

1. 校舎、校具の維持修理費
2. 実験実習費

## 〔資料及び解題〕 高等学校設置基準の諸草案

3. 教員研究費  
 4. 保健衛生費
- 四 高等学校に通常の課程の他夜間課程をおく場合には、夜間課程の経費についてはこれを独立に計上しなければならない。

**第六、その他**

- 一 高等学校の夜間課程の修業年限は四年とする。  
 二 夜間課程の授業時間は午後九時を超えてはならない。  
 三 夜間の課程より通常の課程への転校又は転学についてはその学年中の時期に履修した単位数及び学力に応じて相当学年に転入することができる。

**別記一**

- 校地面積は普通科、商業に関する学科又は家庭に関する学科をおく高等学校にあっては生徒数一人当たり四〇平方米を標準とし工業に関する学科をおく高等学校にあっては生徒一人当たり八〇平方米を標準とする。
- 二 体操場の面積は生徒数一人当たり二〇平方米を標準とする。
- 三 校舎の床面積は、生徒一人当たり一〇平方米以上とする。但し工業に関する学科をおく高等学校にあっては実験実習校舎面積はこれ以外に必要とする。
- 四 夜間課程のみをおく高等学校においては校地、体操場及び校舎の面積は前三項の標準によらないことができる。

**別記二**

1. 農業の課程の場合——農具室、畜産室、加工室、  
 収納室、肥料室  
 工業の課程の場合——木工実習室、機械実習室、  
 電気実習室、化学実習室、  
 製図室、暗室  
 商業の課程の場合——タイプライター室  
 家庭の課程の場合——裁縫室、割烹室、作法室、  
 洗濯室

**別記三 夜間教授を行う教室等の照明**

- 一、平均照度を左記以上とすること。(室名及び場所)
1. 製図室、図画室、裁縫室等の机上面及び黒板面  
 …………… 一〇〇
2. 普通教室、物理教室、化学教室、博物教室、音楽教室、実験室等の机上面及び黒板面  
 …………… 五〇

3. 屋内体操場、講堂、集合室等…………… 二〇  
 4. 廊下、階段、便所、出入口等…………… 一〇
- 二、教室においては、裸電球を使用せず、電球を「グローブ」中に藏めること。
- 三、机上面及び黒板面の均斉度

$$\left[ \frac{\text{平均照度} - \text{最低照度}}{\text{平均照度}} \right] \text{を} 30\% \text{以下とすること。}$$

**(附)**

工業に関する学科の実習教員の資格  
 高等学校卒業者若しくはこれと同等以上の学力を有するもので教職的教養を有し技術試験の及第した者に免許状を授ける。

(技術試験は取敢えず全国工業学校長協会で行ふことが望ましい)

但し左の者に対しては技術試験を免除しうる。

- (一) 高等学校の工業に関する学科を卒業し四年以上実務に従事し成績優秀な者  
 (二) 現在工業学校の実●習教員の資格をもっている者  
 (三) 工業専門学校若しくはこれと同等以上の学校を卒業し、二年以上実務に従事し成績優秀な者  
 (四) 商工省の技術試験第一級に合格した者  
 (五) 電気事業主任技術者資格第三種以上又は電気通信技術者資格第三級以上を有し、四年以上実務に従事し成績優秀な者、過渡期の臨時措置  
 現在工業学校実習教員の資格に関する無試験検定の制度を当分の間継続する。

**2-3-2. 【三次案 (暫定)】 1947年7月16日**

**昭和二十二年度高等学校暫定基準案 (昭二二・七・一六日)**

**第一 趣旨**

- 一 暫定基準は國及び地方の經濟状態にかんがみ昭和二十二年度において主として従前の制度による学校●高等学校を設置する場合の最低の基準を示したものである。
- 二 暫定基準に規定されていない学校については高等学校設置基準 (恒久基準と稱する) に定められたところによる。
- 三 暫定基準に適合する場合もさらに恒久基準に適合

するよう、都道府県監督廳及び学校當事者において適切な年次計画を作成し可能な範囲で不断の努力を拂はなければならない。

- 四 特に戦災等の止むを得ない事情にある学校であつて、都道府県監督廳において高等学校として認可するのが適當であると認めた場合には五年以内にこの暫定基準に達することを條件として認可することができる。但し、この場合においては毎年度の終りに施設改善の進捗を都道府県監督廳に報告しなければならない。

### 第二 編制

- 一 設定基準第五條の教員数については従前の制度による中学校規程・高等女学校規程・実業学校規定による数と恒久基準、編制五による数との半分を従前の制度による数に加へた数を下らない教諭をおくものとする。
- 工業に関する学科をおく学校にあつては前項の他実習を担当する教員を一学級につき一人以上の割合でおかななければならない。

### 第三 設備

- 一 校地運動場及び校舎の面積については恒久基準に基き学科の種類、土地の状況等に應じて適當に決定するものとする。
- 農業に関する学科を置く高等学校の実習地の面積は生徒一人當り二アール(約六〇坪)以上とする。但し土地の状況、学科の種類によりこれを増減することができる。
- 二 校舎については少くとも次に掲げる施設を●●なければならない。

校長室、會議室、教員室、事務室

学級数と同数以上の普通教室

理科教室及び音楽教室

図書室、講堂兼体育室

医務室兼休養室

前項の他、学科に應じて次の施設を備へなければならない。

1. 専門学●以外に実業の課程をおく場合は、  
農業の課程をおく場合——農具室、収納室、肥料倉  
工業の課程をおく場合——木工実習室、機械実習室  
商業の課程をおく場合——タイプライター室

家庭の課程をおく場合——裁縫室、割烹室、作法室

[専門学科に備えるべき施設・略]

## 2-4. 【四次案】1947年7月30日

### 2-4-1. 【四次案(恒久)】1947年7月30日

#### 高等学校設置基準についての報告(高等学校設置基準設定委員会)

昭和二二・七・三〇決定

#### 第一 趣旨

- 一 高等學校は、義務教育に続く教育段階として、高等普通教育及び専門教育を施するを目的とし、国家及び社会の有為な形成者を養成する重要な使命を持つものであるから、その教育目的が遺憾なく達成されるようにこゝに示す基準に基いて設置され充實されることが必要である。
- 二 こゝに示す基準は、高等學校の目的にかんがみ、全國を通じ共通に定めたものであるから、都道府県監督廳はこれに基き、その地方の実情にそうよ様に適切な運用をしなければならない。
- 三 こゝには一般的の事項の外、普通科、農業に関する學科、水産に関する學科、工業に関する學科、商業に関する學科、及び家庭に関する學科について基準を示したのであるが、これら以外の學科又は二つ以上の學科をおく場合については、こゝに示す基準を参酌し、都道府県監督廳において適切に処置することが必要である。

#### 第二 學科

- 一 高等学校には次の學科の一又は二以上を置くことができる。
- 普通科及び農業、水産、工業、商業、家庭、厚生、商船、外國語、美術、音楽、体育、宗教に関する學科、その他、専門教育を施す學科として適當な規模内容があると認められる學科
- 二 農業に関する學科は、農業科、林業科、蚕業科、園芸科、畜産科、農業土木科、農業製造科、造園科、女子農業科等とする。
- 水産に関する學科は、漁業科、水産製造科、水産増殖科等とする。
- 工業に関する學科は、機械科、造船科、電気科、電気通信科、工業化學科、紡織科、色染科、土木科、建築科、採鉱科、冶金科、金属工業科、木材

## 〔資料及び解題〕 高等学校設置基準の諸草案

工芸科、金属工芸科、窯業科等とする。

商業に関する学科は、商業科、経営科等とする。

家庭に関する学科は、被服科、食物科等とする。

- 三 高等學校には、前二條の學科の中、専門教育を施す學科については、これを分合した學科を設けることができる。

### 第三 編制

- 一 高等學校の生徒数は、夜間の課程をのぞき千二百人を超えてはならない。夜間課程の生徒数は八百人を超えてはならない。

特別の事情がある時は、前項の生徒数を超えることができる。

- 二 學級は同じ學科の同じ學年の生徒をもって編制する。

- 三 一學級の生徒数は四十人以下とする。但し特別の場合にはこの標準を超えることができる。この場合においては監督廳に届け出なければならない。

- 四 教育上必要のある場合には、同じ學年又は同じ學級の生徒を分ち、あるいは學年又は學級の異なる生徒を合して同時に授業を行うことができる。

- 五 教員の数は工業に関する学科をのぞき三學級以下の場合は一學級毎に四人以上をおき、四學級以上一學級を増す毎に農業又は水産に関する学科にあつては二・五人以上、その他の學科にあつては二人以上の割合でこれを増加する。工業に関する學科にあつては、三學級以下の場合は一學級毎に六人以上をおき、それより一學級増す毎に四人以上の割合でこれを増加する。この中に若干の実習助手を含んでも差支えない。

前項の教諭の中、一學級に一人は専任としなければならない。

前々項の外一學科を増す毎に教諭二人以上を増加しなければならない。

- 六 特別の事情あるときは、前條の教諭は、その三分の一以内の範囲で助教諭を以て充てることができる。

- 七 実習助手の数は農業に関する学科をおく高等學校にあつては、三學級以下の場合は一學級毎に三人以上をおき、一學級以上三學級までを増す毎に一人以上を増加する。

前項の外、一學科を増す毎に二人以上を増加しなければならない。

商業科に関する学科をおく高等學校にあつては、実習助手の数は、三學級以下の場合には二人以上とし、更に一學級以上六學級までを加える毎に一人以上を増加するものとする。

普通科又は家庭に関する学科をおく高等學校にあつては実習助手の数は実験実習を担当する教諭二人乃至三人について一人とする。

- 八 高等學校の事務職員の数は、三學級以下の場合には二人以上とし更に一學級以上六學級までを加える毎に一人以上を増加するものとする。

- 九 高等學校には看護を担当する教員一人以上をおき、その中少くとも一人は専任としなければならない。

- 十 教諭及び助教諭はすべて担任する教科に應じた免許状を有するものでなければならない。

但し特別の事情のある場合において監督廳の認可を受けたときは、この限りでない。

- 十一 高等學校に通常の課程と夜間の課程を併置する場合は、夜間課程の教職員の定数は、これを独立學校の計算方式によって定めなければならない。この場合においては、夜間課程に専任の主事及び相当数の専任の事務職員をおかなければならない。

- 十二 學校教育法第七十五條の規程による特殊學級を編成した場合は、設置者はその事情及び期日を具して監督廳に届け出なければならない。

### 第四 設備

- 一 高等學校には學科種類及び生徒數に適應した専用の校地、校舎、体操場、校具その他必要な設備を備えなければならない。

- 二 校地は、保健上適當であり、教育環境として良好な位置になければならない。夜間の課程をおく高等學校の位置は、特に通學に便利なところになければならない。

- 三 校舎は、學習上、保健上及び管理上適切で、堅牢でなければならない。

- 四 校地及び校舎面積に関する基準は別記一による。

- 五 校舎には少くとも次に掲げる施設を含み、且つそれらの施設は常に改善されなければならない。但し、隨時使用可能な兼用の施設をもってその一部に替えることができる。左の各号の中、學校で実施しない學科に関する施設はこれをおかないことができる。

- (一) 校長室、会議室、教員室、事務室
- (二) 学級数と同数以上の普通教室
- (三) 社会科教室及びその準備室
- (四) 物理、化学、生物、地学のそれぞれの実験室、標本室及び準備室
- (五) 音楽教室、書道教室、図画教室、製図教室、工作教室及びそれぞれの準備室
- (六) 図書室、講堂、体育館
- (七) 教員研究室
- (八) 医務室、休養室

普通科に実業の課程をおく場合又は専門教育に関する学科に専門以外の実業の課程をおく場合にあつては、その課程に應じて次の施設をおかなければならない。

農業の課程の場合	農具室、畜産室、加工室、 収納室、肥料室
工業の課程の場合	木工実習室、機械実習室、 電気実習室、化学実習室、 製図室、暗室
商業の課程の場合	簿記室、工業及資材教室、 商業調査室、タイプライタ ー室
家庭の課程の場合	家事室、裁縫室、調理室、 作法室、洗濯室

[専門学科に備えるべき施設・略]

- 六 前條の施設に備えるべき校具、設備については一学級の生徒が同時に実験又は実習をすることができるよう生徒数に應じ、学習指導要領に準じて相当の設備をおかなければならない。
- 七 校具とは学習用、体育用、及び保健用の図書、機械、器具、標本及模型をいう。
- 八 校具は全て学习上保健上有効適切で常に改善し補充されなければならない。
- 九 高等学校には学校の規模に従い保健上の必要に應ずる十分な給水施設を備えるものとし、その水質は衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。
- 十 高等学校には学校の規模に應じ安全を期し得るに足る防火壁、消火栓、消火器等の消火設備を備えなければならない。
- 十一 夜間の課程をおく高等学校にあつては生徒の食事に必要な施設を備えなければならない。

十二 夜間において授業を行う学校にあつては、教室の照度は五〇ルクスを下つてはならない。

一三 高等学校には、なるべく左の施設を備える。

- 1. 生徒集会所
- 2. プール
- 3. 寄宿舎
- 4. 給食施設
- 5. 学校農園
- 6. 教職員住宅

#### 別記一

- 一 校地面積は、普通科、商業に関する学科又は家庭に関する学科をおく高等学校にあつては生徒一人当たり四〇平方米を標準とし、農業、水産又は工業に関する学科をおく高等学校にあつては生徒一人当たり八〇平方米を標準とする。但し農業に関する学科の実習地面積を含まない。
- 二 体操場の面積は、生徒一人当たり二〇平方米を標準とする。
- 三 校舎の床面積は、生徒一人当たり一〇平方米以上とする。但し農業、水産又は工業に関する学科の実験実習用校舎面積を含まない。
- 四 農業に関する学科の実習地については生徒一人当たりの面積標準を次の通りとする。

農業科	水田地帯及農林地帯	二五〇平方米
	畑作地帯	三〇〇平方米
	都市周辺地帯	二〇〇平方米
	北海道及これに準ずる地帯	七〇〇平方米
		但し山林の面積を含まない。

林業科	畑地	五〇平方米
	演習林（竹林及見本林を含む）	四八〇〇平方米

蚕業科		三〇〇平方米
園藝科及び農業製造科		二〇〇平方米
農業土木科		一〇〇平方米
畜産科		三〇〇平方米
造園科		二五〇平方米
女子農業科		

	水田地帯及農林地帯	一〇〇平方米
	畑作地帯	九〇平方米
	都市周辺地帯	八〇平方米
	北海道及これに準ずる地帯	

## 〔資料及び解題〕 高等学校設置基準の諸草案

二〇〇平方米

但し山林の面積を含まない。

- 五 夜間課程のみをおく高等学校においては校地及体操場の面積は前三項の標準によらないことができる。

## 2-4-2. 【四次案（暫定）】1947年7月30日

## 昭和二十三年度高等学校設置基準暫定基準案（高等学校設置基準設立委員会 昭和二二・七・三〇決定）

## 第一 趣旨

- 一 暫定基準は國及び地方の經濟状態にかんがみ、昭和二十三年度において主として従来の規定による中等学校・青年学校が高等学校となる場合の最低の設置基準を示したものである。その他の場合においては高等学校設置基準（以下、恒久基準と称する）によらなければならない。
- 二 暫定基準に規定されていない事項については恒久基準に定められたところによる。
- 三 暫定基準に適合する場合もさらに恒久基準に適合するよう、都道府縣監督廳及び学校当事者において適切な年次計画を作成し可能な範囲で不断の努力を拂わねばならない。
- 四 特に戦災等の止むを得ない事情にある学校で、都道府縣監督廳が高等学校として認可するを適当と認めた場合には、五年以内にこの暫定基準に達することを条件として認可することが出来る。但し、この場合においては毎年度の終りに施設改善の進度を都道府縣監督廳に報告しなければならない。

## 第二 編制

- 一 教員の数については従前の中学校規定・高等女学校規定・実業学校規定による数にその一割を加へた数とする。工業に関する学科をおく学校にあつては前項の他相当数の実習を担当する教員をおかななければならない。

## 第三 設備

- 一 校地運動場及び校舎の面積については恒久基準に基き学科の種類、土地の状況等に応じて適当に決定するものとする。
- 二 校舎には少くとも次に掲げる施設をおかななければならない。  
但し、次の施設の中、この施設を要する課程をおかない学校にあつては、その施設をおかないこと

が出来る。

校長室、會議室、教員数、事務室  
学級数と同数以上の普通教室  
理科教室及音楽教室  
図書教室、講堂、体育館  
医務室兼休養室

前項の他、学科に應じて次の施設を備へなければならない。

1. 専門学科以外に実業の課程をおく場合は、  
農業の課程をおく場合——農具室、収納室、肥料室  
工業の課程をおく場合——木工実習室、機械実習室  
家庭の課程をおく場合——裁縫室、割烹室、作法室  
〔専門学科に備えるべき施設・略〕

## 2-5. 【五次案（恒久 + 暫定）】日付不明

## 高等学校設置基準（案）

## 第一章 総則

第一條 高等學校は、義務教育に続く教育段階として、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とし、國家及び社会の有為な形成者を養成する重要な使命を持つものであるから、その教育目的が遺憾なく達成されるようにこゝに示す基準に基づいて設置され充実されることが必要である。

第二條 この基準は、高等學校の目的にかんがみ、全國を通じ共通に定めたものであるから、都道府縣監督廳は、これに基き、その地方の実情にそうように適切な運用をしなければならない。

第三條 こゝには一般的の事項の外、普通科、農業に関する學科、水産に関する學科、工業に関する學科、商業に関する學科、及び家庭に関する學科について基準を示したのであるが、これら以外の學科又は二つ以上の學科をおく場合については、この基準を參酌し、都道府縣監督廳において適切に処置することが必要である。

## 第二章 學科

第四條 高等学校には次の學科の一又は二つ以上を置くことができる。  
普通科及び農業、水産、工業、商業、家庭、厚生、商船、外國語、美術、音楽、体育、宗教に関する

学科、その他、専門教育を施す学科として適当な規模内容があると認められる学科。

第五條 農業に関する学科は、農業科、林業科、蚕業科、園芸科、畜産科、農業土木科、農業製造科、造園科、女子農業科等とする。

水産に関する学科は、漁業科、水産製造科、水産増殖科等とする。

工業に関する学科は、機械科、造船科、電気科、電気通信科、工業化学科、紡織科、色染科、土木科、建築科、採鉱科、冶金科、金属工業科、木材工芸科、金属工芸科、窯業科等とする。

商業に関する学科は、商業科等とする。

家庭に関する学科は、被服科、食物科等とする。

第六條 前二條の学科の中、専門教育に関する学科については、これを分合した学科を設けることができる。

### 第三章 編制

第七條 學級は同じ学科の同じ學年の生徒をもって編制する。

第八條 一學級の生徒数は四十人以下とする。但し特別の場合にはこの標準を超えることができる。この場合においては監督廳に届け出なければならない。

第九條 教育上必要のある場合には、同じ學年又は同じ學級の生徒を分ち、あるいは學年又は學級の異なる生徒を合して同時に授業を行うことができる。

第十條 教諭の数は工業に関する学科をのぞき三學級以下の場合は一學級毎に四人以上をおき、四學級以上一學級を増す毎に農業又は水産に関する学科にあつては二・五人以上、その他の学科にあつては二人以上の割合でこれを増加する。工業に関する学科にあつては、三學級以下の場合は一學級毎に五人以上をおき、それより一學級増す毎に三人以上の割合でこれを増加しなければならない。

前項の教諭の中、一學級に一人は専任でなければならない。

前々項の外一學科を増す毎に教諭二人以上を増加しなければならない。

第十一條 特別の事情ある時は、前条の教諭は、その三分の一位以内の範囲で助教諭を以て充てることことができる。

第十二條 実習助手の数は、農業又は水産に関する學

科にあつては、三學級以下の場合は一學級毎に三人以上を置き、一學級以上三學級までを増す毎に一人以上を増加する。

工業に関する学科にあつては、三學級以下の場合は一學級毎に二人以上をおき、一學級以上三學級までを増す毎に一人以上を増加する。

前二項の外、一學科を増す毎に二人以上を増加しなければならない。

その他學科にあつては、実験、実習助手の数は、三學級以下の場合二人以上とし、更に一學級以上三學級までを加える毎に一人以上を増加するものとする。

第十三條 高等學校の事務職員の数は、三學級以下の場合二人以上とし更に一學級以上六學級までを加える毎に一人以上を増加するものとする。

第十四條 教諭及び助教諭はすべて担任する教科に応じた免許状を有するものでなければならない。但し特別の事情ある場合において監督廳の認可を受けたときは、この限りでない。

第十五條 高等學校には養護を担当する職員一人以上をおき、その中少くとも一人は専任としなければならない。

第十六條 高等學校に通常の課程と夜間の課程を併置する場合は、夜間課程の教職員の定数は、これを独立學校の計算方式によって定めなければならない。この場合においては、夜間課程に専任の主事及び相当数の専任の事務職員をおかななければならない。主事は、校長の監督を受け、夜間課程に関する校務を管掌する。

### 第四章 設備

第十七條 高等學校には学科の種類及び生徒数に適應した専用の校地、校舎、運動場、校具その他必要な設備を備えなければならない。

第十八條 校地は、保健衛生上適當あり、教育環境として良好な位置にななければならない。夜間の課程をおく高等學校の位置は、特に通学に便利なところにななければならない。

第十九條 校舎は、學習上、保健衛生上及び管理上適切で堅牢なものでなければならない。

第二十條 校地及び校舎面積に関する基準は別記一による。

第二十一條 校舎には少くとも次に掲げる施設を含み、





において高等学校として認可するのを適当と認めた学校に対しては、五年以内に前々条の規定に適合するにいたることを条件として認可することができる。この場合には毎年度の終りに施設改善の進捗を都道府県監督廳に報告しなければならない。

**別記一 校地等の面積に関する基準**

- 一 校地面積は、普通科、商業に関する学科又は家庭に関する学科をおく高等学校にあっては生徒一人当たり八〇平方メートルを標準とし、農業、水産又は工業に関する学科をおく高等学校にあっては生徒一人当たり一〇〇平方メートルを標準とする。但し農業に関する学科の実習地面積を含まない。
- 二 運動場の面積は、生徒一人当たり三〇平方メートルを標準とする。
- 三 校舎の床面積は、農業、水産又は工業に関する学科にあっては、生徒一人当たり二〇平方メートルを標準とし、その他の学科にあっては生徒一人当たり一〇平方メートル以上を標準とする。
- 四 農業に関する学科の実習地については生徒一人当たりの面積標準を次の通とする。但し土地の状況に応じて適切は運用をするものとする。

農業科	二五〇平方メートル
	(但し山林の面積を含まない)
林業科 畑地	三五〇平方メートル
演習林	四八〇〇平方メートル
	(竹林及見本林を含む)
蚕業科	二〇〇平方メートル
園藝科及び農業製造科	二〇〇平方メートル
農業土木科	一〇〇平方メートル
畜産科	三〇〇平方メートル
造園科	二〇〇平方メートル
女子農業科	一〇〇平方メートル

- 五 夜間課程のみをおく高等学校においては校地及体操場の面積は前三項の標準によらないことができる。

**別記二 専門教育に関する施設の基準**

- 一 普通科に実業の課程をおく場合又は専門教育に関する学科にその専門以外の実業の課程をおく場合にあっては、課程に応じて次の施設をおかなければならない。
- |          |                         |
|----------|-------------------------|
| 農業の課程の場合 | 農具室、畜産室、加工室、<br>収納室、肥料室 |
|----------|-------------------------|

- |          |  |
|----------|--|
| 工業の課程の場合 | 木工実習室、機械実習室、<br>電気実習室、化学実習室、<br>製図室、暗室 |
| 商業の課程の場合 | 簿記室、工業及び資材教室、<br>商業調査室、タイプライテ<br>ィング室  |
| 家庭の課程の場合 | 家事室、裁縫室、調理室、<br>作法室、洗濯室                |
| 水産の課程の場合 | 実習船、漁具倉庫、漁具実<br>習室、製造実習室、養魚池、<br>標本室   |

[専門学科に備えるべき施設・略]

**別記三 ●●●●●●●●●●●●●●●●**

- 一 普通科に実業の課程をおく場合、専門教育に関する学科にその専門以外の実業の課程をおく場合にあっては、課程に応じて次の施設をおかなければならない。
- |            |                 |
|------------|-----------------|
| 農業の課程をおく場合 | 農具室、収納室、肥<br>料舎 |
| 工業の課程をおく場合 | 木工実習室、機械実<br>習室 |
| 家庭の課程をおく場合 | 裁縫室、調理室、作<br>法室 |

[専門学科に備えるべき施設・略]

**2-6. 【六次案 (恒久 + 暫定)】 1947年10月21日  
高等学校設置基準要綱案 (案) (昭二二、一〇、二一)**

**第一章 総則**

- 第一條 高等学校設置基準は、この省令の定めるところによる。
- 第二條 この基準の適用に当つて、都道府県知事は、この基準に基き、その地方の實情に沿う必要な定めをなすことができる。
- 第三條 都道府県知事は、この省令に規定する普通科、農業に関する学科、水産に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科又は家庭に関する学科を置く高等学校以外の高等学校又は二以上の学科を置く高等学校について、この基準に基き、必要な基準を定めることができる。
- 第四條 前二條の規定により、都道府県知事が必要な定めをしようとするときは文部大臣の承認を経なければならない。

## 第二章 学科

第五條 高等学校の学科は、普通教育に関する学科及び専門教育に関する学科とする。

第六條 普通教育に関する学科は、普通科とする。

専門教育に関する学科は、左の通りとする。

農業に関する学科 農業科、林業科、蠶業科、園藝科、畜産科、農業土木科、農業製造科、造園科、女子農業科

水産に関する学科 漁業科、水産製造科、水産増殖科

工業に関する学科 機械科、造船科、電気科、電気通信科、工業化学科、紡織科、色染科、土木科、建築科、採鑛科、や金科、金属工業科、木材工藝科、金属工藝科、窯業科

商業に関する学科 商業科

家庭に関する学科 被服科、食物科

厚生に関する学科

商船に関する学科

外国語に関する学科

美術に関する学科

音楽に関する学科

体育に関する学科

宗教に関する学科

その他、専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

特別に必要なある場合には、前項の学科を分合して学科を設けることができる。

## 第三章 編制

第七條 学級は、同じ学科の同じ学年の生徒で、これを編制する。

第八條 一学級の生徒数は、四十人以下とする。但し、特別の事由あるときは、この数を超えることができる。

前項の場合においては、設置者において、その事由を具し、都道府県知事に届け出なければならない。

第九條 教育上必要あるときは、同じ学年若くは同じ学級の生徒を分ち、又は、学年若くは学級の異なる生徒を合せて同時に授業を行うことができる。

第十條 通常の課程の教諭数は、普通科、商業に関する学科又は家庭に関する学科を置く高等学校においては三学級以下の場合は一学級ごとに四人以上とし、三学級以上一学級を加えるごとに二人以上の割合でこれを増加しなければならない。

農業又は水産に関する学科を置く高等学校においては三学級以下の場合は一学級ごとに四人以上とし、三学級以上一学級加えるごとに二人半以上の割合でこれを増加しなければならない。

工業に関する学科を置く高等学校においては、三学級以下の場合は一学級ごとに五人以上とし、三学級以上一学級加えるごとに三人以上の割合でこれを増加しなければならない。

前三項の教諭数の外、一学科を加えるごとに二人以上を増加しなければならない。

教諭のうち、一学級ごとに一人は、他の職を兼ねずまた他の職から兼ねない者でなければならない。

第十一條 特別の事由あるときは、教諭は、その三分の一位以内の範囲内で助教諭をもってこれに代えることができる。

第十二條 通常の課程の事務職員の数、三学級以下の高等学校にあつては二人以上とし、三学級以上一学級から六学級までを加えるごとに一人以上を増加しなければならない。

第十三條 高等学校には、校長、教諭、事務職員、助教諭の外、實習助手及び生徒の養護を掌る職員を置かなければならない。

第十四條 通常の課程の實習助手の数は、普通科、商業に関する学科又は家庭に関する学科を置く高等学校においては、三学級以下の場合二人以上とし、三学級以上一学級から三学級までを加えるごとに一人以上の割合でこれを増加しなければならない。

農業又は水産に関する学科を置く高等学校においては、三学級以下の場合、一学級ごとに三人以上とし、三学級以上一学級から三学級までを加えるごとに一人以上を増加するしなければならない。工業に関する学科を置く高等学校においては、三学級以下の場合、一学級ごとに二人以上を置き、三学級以上一学級から三学級までを加えるごとに一人以上を増加しなければならない。

前三項の實習助手数の外一学科を増すごとに二人

以上を増加しなければならない。

第十五條 夜間において授業を行う課程（夜間の課程と称する）及び定時制の課程の教諭、事務職員及び

実習助手の数は、第一号表の示すところによる。  
第十五條第二項 第十條第四項、第五項及び第十四條第四項の規定は、夜間の課程及び定時制の課程に、これを準用する。

第十六條 高等学校には、生徒の養護を掌る職員一人以上を置き、そのうち一人は他の職を兼ねず又他の職から兼ねない者でなければならない。

第十七條 高等学校に通常の課程と夜間の課程又は定時制の課程を併置する場合は、夜間の課程又は定時制の課程に主事を置かなければならない。

主事は校長の監督を受け、夜間の課程又は定時制の課程に関する校務を掌り、所属職員を監督する。

#### 第四章 設備

第十八條 校舎は、堅ろうで、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものでなければならない。

第十九條 校地、運動場、校舎その他の面積に関する基準は、第二号表による。

第二十條 夜間の課程のみを置く高等学校の校地及運動場の面積は、前條の規定によらなくてもよい。

第二十一條 校舎には、左に掲げる施設を備え、且つそれらの施設は常に改善されなければならない。但し、止むを得ない事由ある場合において教育上支障のないときは、一つの施設をもつて二つ以上に兼用することができる。

- 一 校長室、會議室、教員室、事務室
- 二 学級数と同数以上の普通教室 ただし、定時制の課程においては、この限りではない。
- 三 社會科教室及びその標本室、準備室
- 四 物理、化学、生物、地学のそれぞれの実験室、標本室及び準備室
- 五 音楽教室、書道教室、圖畫教室、製圖教室、工作教室及びそれぞれの準備室
- 六 圖書室、講堂、体育館
- 七 教員研究室
- 八 醫務室、休養室

専門教育に必要な施設の基準は、第三号表による。

第二十二條 高等学校には、学習用、体育用及び保健衛生用の圖書、機械、器具、標本、模型、その他の校具を備えなければならない。

前項の校具は、学習上、保健衛生上、有効適切なものであり、且つ常に改善し、補充されなければならない。

第二十三條 前々條の施設には、一学級の生徒が同時に学習するに必要な相当の校具その他の設備を備えなければならない。

第二十四條 高等学校には、学校の規模に従い、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第二十五條 高等学校には、学校の規模に應じ、防火及び消火に必要な設備を備えなければならない。

第二十六條 夜間において授業を行う高等学校には、生徒數に應じ、必要な給食施設を備えなければならない。

第二十七條 夜間において授業を行う高等学校の圖書室及び教室の机上面及び黒板面の照度は、五〇ルクスを下つてはならない。

第二十八條 高等学校には、なるべく左の施設を置かなければならない。

1. 生徒集會所
2. プール
3. 寄宿舎
4. 給食施設
5. 学校農園
6. 職員住宅

#### 附則

第二十九條 この省令は、公布の日から、これを施行する。

第三十條 第八條、第十條、第十五條及び第二十一條に規定する事項については、昭和二十六年三月三十一日まで、第三十一條から第三十四條までの規定による。

第十一條、第十二條、第十四條、第十九條及び第二十六條に規定する事項については、昭和二十六年三月三十一日まで、これによらなくてもよい。

第三十一條 一学級の生徒數は、五十人以下とする。但し、工業に関する学科においては、これを四十人以下とする。

第三十二條 通常の課程の教員數は、三学級以下の高等学校にあつては、一学級毎に四人以上とし、三学級以上一学級を加えるごとに一人半以上の割合

〔資料及び解題〕 高等学校設置基準の諸草案

でこれを増加しなければならない。但し、一学級ごとに一人は他の職を兼ねず又他の職から兼ねない者でなければならない。

前項の教職員数の外、農業、水産、工業、商業又は家庭に関する学科を置く高等学校においては、一学科を置くものに付ては二人以上、二学科以上一学科を加えるごとに一人（工業に関する学科においては二人）以上を増加しなければならない。

第一項及び第二項の規定にかかわらず、特別の事由あるときは、都道府県知事は、文部大臣の承認を経て、第一項及び第二項に規定する教員数を變更することができる。

第三十二条第三項 前二項の教員数の外、實習に必要な相當数の教員を置かなければならない。

第三十三条 夜間の課程及び定時制の課程の教員数は、第三十二条に基き、第一號表による。

第三十四条 従前の規定による学校の施設を用いて高等学校を設置する場合は、左の施設のあるものについて、これを認可することができる。但し、止むを得ない事由ある場合において教育上支障のな

いときは、一つの施設をもつて二つ以上に兼用することができる。

- 一 校長室、會議室、教員室、事務室
- 二 学級数と同数以上の普通教室 但し、定時制の課程については、この限りではない。
- 三 理科實驗室
- 四 圖書室
- 五 醫務室兼休養室

専門教育に必要な施設の基準は第四号表による。  
第三十五條 戦災その他の止むを得ない事情により前條の規定に適合しない学校に對して、都道府県知事において、高等学校として認可するのを相当と認められた場合には、都道府県知事は、前條の規定にかかわらず、五年以内に前條に規定する施設を備えることを条件として、これを認可することができる。

前項により認可された高等学校の設置者は、毎学年度の終りに、施設改善の程度を都道府県知事に報告しなければならない。

第一号表

夜間の課程又は定時制の課程の教諭、事務職員及び実習助手の数は、そのそれぞれについて左の方式により、これを定める。

学級数が修業年限の数を超えない場合は、一学級につき	$\frac{\text{（通常の課程三学級以下の場合の一学級あたり定数）}}{\text{（修業年限の数）}} \times 3$
学級数が修業年限の数を超える場合、一学級加えるごとに	$\frac{\text{（通常の課程三学級を超える部分の一学級当り定数）}}{\text{（修業年限の数）}} \times 3$

第二号表

一 校地、運動場及び校舎の生徒一人当たり面積標準（單位平方米）

学科別	校地面積	運動場面積	校舎床面積	
普通科を置く高等学校	八〇平方米	} 三〇平方米	一〇平方米	
農業に関する学科を置く高等学校	} 一二〇平方米		} 二〇平方米	
水産に関する学科を置く高等学校				} 八〇平方米
工業に関する学科を置く高等学校				
商業に関する学科を置く高等学校	} 八〇平方米		} 一〇平方米	
家庭に関する学科を置く高等学校				

二 農業に関する学科の実習地生徒一人当たり面積標準  
 林業科 畑地 五〇平方米  
 演習林（竹林及見本林を含む）  
 農業科（山林の面積を含まない） 二五〇平方米 四八〇〇平方米

蚕業科	二〇〇平方米
園藝科及び農業製造科	二〇〇平方米
農業土木科	一〇〇平方米
畜産科	三〇〇平方米
造園科	二〇〇平方米
女子農業科	一〇〇平方米

### 第三号表

- 一 普通科に実業の課程を置く場合又は専門教育に関する学科にその専門以外の実業の課程を置く場合
1. 農業の課程 農具室、畜産室、加工室、収納室、肥料室
  2. 工業の課程 木工実習室、機械実習室、電気実習室、化学実習室、製図室、暗室
  3. 商業の課程 簿記室、工業及び資材教室、商業調査室、タイプライティング室
  4. 家庭の課程 家事室、裁縫室、調理室、作法室、洗濯室
  5. 水産の課程 実習船、漁具倉庫、漁具実習室、製造実習室、養魚池、標本室
- [専門学科に備えるべき施設・略]

### 第四号表

- 一 普通科に実業の課程をおく場合、又は専門教育に関する学科にその専門以外の実業の課程を置く場合
- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 農業の課程 | 農具室、収納室、肥料倉                    |
| 工業の課程 | 木工実習室、機械実習室                    |
| 家庭の課程 | 裁縫室、調理室、作法室                    |
| 水産の課程 | 養魚池、標本室、水産実験室(理科実験室でかえることができる) |
- [専門学科に備えるべき施設・略]

## 2-7. 【七次案】(恒久 + 暫定) 日付不明

### 高等学校設置基準規程案

#### 第一章 総則

- 第一條 高等学校設置基準は、この省令の定めるところによる。
- 第二條 都道府県知事は、普通科、農業に関する学科、水産に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科もしくは家庭に関する学科を置く高等学校以外の高等学校又は二以上の学科を置く高等学校の編制及び設備について、この省令が適用されず又はその適用が不適當と認められる事項については、この省令に示す基準に基き、必要な定めをなすことができる。

ては、この省令に示す基準に基き、必要な定めをなすことができる。

第三條 専攻科及び別科の編制及び設備については、その学科に應じ、この省令に示す基準によらなければならない。但し、この省令の規定が適用されず又はその適用が不適當と認められる事項については、都道府県知事は、この省令に示す基準に基き、必要な定めをなすことができる。

第四條 前二條の規定により、都道府県知事が必要な定めをしようとするときは、文部大臣の承認を経なければならない。

第五條 特別の技能教育を施し、修業年限が三年を超える高等学校の編制及び設備については、別にこれを定める。

### 第二章 学科

第六條 高等学校の学科は、普通教育を主とする学科及び専門教育を主とする学科とする。

第七條 普通教育を主とする学科は、普通科とする。

専門教育を主とする学科は、左の通りとする。

農業に関する学科 農業科、林業科、蠶業科、園藝科、畜産科、農業土木科、農業製造科、造園科、女子農業科

水産に関する学科 漁業科、水産製造科、水産増殖科

工業に関する学科 機械科、造船科、電気科、電気通信科、工業化学科、紡織科、色染科、土木科、建築科、採鑛科、や金科、金属工業科、木材工藝科、金属工藝科、窯業科

商業に関する学科 商業科

家庭に関する学科 被服科、食物科

厚生に関する学科

商船に関する学科

外国語に関する学科

美術に関する学科

音楽に刊する学科

その他、専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

特別に必要な場合には、前項の学科を分合して学科を設けることができる。

### 第三章 編制

第八條 學級は、同じ學科の同じ學年の生徒で、これを編制する。

第九條 一學級の生徒数は、四十人以下とする。但し、特別の事由あるときは、この数を超えることができる。

前項の但し書の場合においては、設置者において、その事由を具し、都道府縣知事に届け出なければならない。

第十條 教育上必要あるときは、同じ學年もしくは同じ學級の生徒を分ち、又は、學年若くは學級の異なる生徒を合せて同時に授業を行うことができる。

第十一條 教諭の数は、第一號表甲によつて定められた数を下つてはならない。但し、第一號表甲による数が十二名未満のときは十二名以上とする。教諭のうち、その半数以上は他の職を兼ねず又他の職から兼ねない者でなければならない。

#### 第一號表甲

(一) 生徒數三百六十人以下の學校においては

$$\frac{(\text{生徒數}) \times (\text{週當り授業時數})}{40 \times 15}$$

生徒數三百六十人以上の學校においては

$$\frac{(\text{生徒數}) \times (\text{週當り授業時數})}{40 \times 18}$$

(註) (一) の週當り授業時數は通常の課程においては 三十四

夜間において授業を行い課程（以下夜間の課程と稱する）においては 二十四

定時制の課程においては、各授業時間において出席するべき生徒の週間合計数を生徒數で除した數とする。

(二) 農業、水産又は工業に關する學科においては (一) の外、生徒數百二十人又はそれ以下ごとに左の數を増加しなければならない。

農業又は水産に關する學科 一人以上  
工業に關する學科 二人以上

(三) (一)、(二) の外、一學科を加えるごとに二人以上を増加しなければならない。

(四) 定時制の課程においては、(二) (三) にかかわらず、學科の種類と數に應じて必要數を加えるものとする。

第十二條 特別の事由のあるときは、前條の教諭は、その三分の一位以内の範圍で、助教諭をもつてこれに代えることができる。

第十三條 通常の課程の事務職員の数、百二十人以下の高等學校においては二人以上とし、生徒數が百二十人を超える場合は、二百四十人までを加えるごとに一人以上を増加しなければならない。

定時制の課程においては、前項の規定にかかわらず、必要數の事務職員をおかななければならない。

第十四條 高等學校には、校長、教諭、事務職員、助教諭の外、實習助手及び生徒の養護を掌る職員を置かななければならない。

第十五條 實習助手の数は、生徒數百二十人以下の場合は二人以上とし、百二十人を超える場合は百二十人以下を加えるごとに一人以上の割合でこれを増加しなければならない。

前項の外農業、水産又は工業に關する學科においては、一學科ごとに二人以上をおかななければならない。

定時制の課程においては、前二項の規定にかかわらず、必要數の實習助手をおかななければならない。

第十六條 高等學校には、生徒の養護を掌る職員一人以上を置き、そのうち一人は他の職を兼ねず又他の職から兼ねない者でなければならない。

生徒の養護を掌る職員は、乙種看護婦以上の資格をもつ者でなければならない。

第十七條 高等學校には通常の課程と夜間の課程又は定時制の課程を併置する場合は、夜間の課程又は定時制の課程に主事を置かななければならない。

主事は校長の監督を受け、夜間の課程又は定時制の課程に關する校務を掌り、所屬職員を監督する。主事は、その課程の教諭をもつてこれにあてる。

### 第四章 設備

第十八條 校舎は、堅ろうで、學習上、保健衛生上及び管理上適切なものでなければならない。

第十九條 校地、運動場、校舎その他の面積に關する基準は、第二號表による。

第二十條 夜間の課程のみを置く高等學校の校地及運動場の面積は、前條の規定によらなくてもよい。

第二十一條 校舎には、左に掲げる施設を備え、且つそれらの施設は常に改善されなければならない。但し、止むを得ない事由ある場合において

教育上支障のないときは、一つの施設をもって二つ以上に兼用することができる。

- 一 校長室、會議室、教員室、事務室
- 二 相當数の普通教室（普通教室と特別教室の合計数は學級数を下つてはならない。但し、定時制の課程においては、この限りではない。）
- 三 社會科教室及びその標本室
- 四 物理、化學、生物、地學のそれぞれの實驗室、標本室及び準備室
- 五 音樂教室、圖畫教室、製圖教室、工作教室及びそれぞれの準備室及び書道教室
- 六 圖書室、講堂、体育館
- 七 教員研究室
- 八 醫務室、休養室

専門教育に必要な施設の基準は、第三號表による。

第二十二條 高等學校には、學習用、体育用及び保健衛生用の圖書、機械、器具、標本、模型、その他の校具を備えなければならない。

前項の校具は、學習上、保健衛生上、有効適切なものであり、且つ常に改善し補充されなければならない。

第二十三條 前々條の教室、實驗室及び實習施設には、一學級の生徒が同時に學習するに必要な相當の校具その他の設備を備えなければならない。

第二十四條 高等學校には、學校の規模に従い、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は、衛生上無害であることが證明されたものでなければならない。

第二十五條 高等學校には、學校の規模に應じ、防火及び消火に必要な設備を備えなければならない。

第二十六條 夜間において授業を行う高等學校には、生徒數に應じ、必要な給食施設を備えなければならない。

第二十七條 夜間において授業を行う高等學校の圖書室及び教室の机上面及び黒板面の照度は、五〇ルクスを下つてはならない。

第二十八條 高等學校には、なるべく左の施設を置かなければならない。

- 一 生徒集會所
- 二 プール
- 三 寄宿舎
- 四 給食施設

五 學校農園

六 職員住宅

### 附則

第二十九條 この省令は、公布の日から、これを施行する。

第三十條 定時制の課程のみをおく高等學校を設置する場合又はこの省令施行の際、現に存する従前の規定による學校が高等學校となる場合においては、第九條、第十一條第一項及び第二十一條に規定する事項については、昭和二十六年三月三十一日まで、第三十一条から第三十三条までの規定による。前項の場合においては、第十二條、第十三條、第十五條、第十六條第二項、第十九條及び第二十六條に規定する事項については、昭和二十六年三月三十一日まで、これによらなくてもよい。

第三十一條 一學級の生徒數は、五十人以下とする。但し、工業に關する學科においては、これを四十人以下とする。

第三十二條 教諭の數は、第一號表乙によつて定められた數を下つてはならない。但し、第一號表乙による數が十名未満のときは十名以上とする。前項の規定にかかわらず、特別の事由あるときは、都道府縣知事は、文部大臣の承認を経て、前項に規定する教員數を變更することができる。

### 第一號表乙

(一) 生徒數三百人以下の學校においては

$$\frac{(\text{生徒數}) \times (\text{週當り授業時數})}{50 \times 15}$$

生徒數三百人を超え、千二百人以下の學校においては

$$\frac{(\text{生徒數}) \times (\text{週當り授業時數})}{50 \times 18}$$

生徒數千二百人以上の學校においては

$$\frac{(\text{生徒數}) \times (\text{週當り授業時數})}{50 \times 20}$$

(二) (一)の外、農業、水産又は工業に關する學科を置く高等學校においては、一學科を置くものについては二人以上、二學科以上一學科を加えるごとに一人（工業に關する學科においては二人）以上を増加しなければならない。

(三) 定時制の課程においては、(二)にかかわら



## 〔資料及び解題〕 高等学校設置基準の諸草案

ず、学科の種類と数に応じて、必要数を加えるものとする。

- (四) (一)、(二)の外、農業、水産又は工業に関する学科を置く高等学校においては、實習に必要な相当数の教員を置かなければならない。

第三十三條 校舎には、少なくとも左に掲げる施設を備えなければならない。但し、やむをえない事由ある場合において教育上支障のないときは、一つの施設をもつて二つ以上に兼用することができる。

- 一 校長室、會議室、教員室、事務室
- 二 學級数と同数以上の教室 但し、定時制の課程においては、この限りではない。
- 三 理科實驗室
- 四 圖書室
- 五 醫務室兼休養室

専門教育に必要な施設の基準は第四號表による。

第三十四條 戦災その他のやむをえない事情により前條の規定に適合しない學校に對して、都道府縣知事において、高等学校として認可するのを相當と認められた場合には、都道府縣知事は、前條の規定にかかわらず、五年以内に前條に規定する施設を備えることを条件として、これを認可することができる。

前項により認可された高等学校の設置者は、毎學年度の終りに、施設改善の程度を都道府縣知事に報告しなければならない。

## 第一号表甲

- (一) 生徒数三百六十人以下の學校においては
- $$\frac{(\text{生徒数}) \times (\text{週当り授業時数})}{40 \times 15}$$
- (二) 生徒数三百六十人を超える學校においては
- $$\frac{(\text{生徒数}) \times (\text{週当り授業時数})}{40 \times 18}$$
- (三) 農業、水産又は工業に関する学科においては (一) 又は (二) のほか、生徒数百二十人まで又はそれを超えて百二十人までを加えるごとに●●●●増加しなければならない。
- 農業又は水産に関する学科 一人以上  
工業に関する学科 二人以上
- (四) (一) 又は (二) 及び (三) のほか、一学科

を加えるごとに二人以上を増加しなければならない。

- (五) 定時制の課程においては、(三) 及び (四) にかかわらず、学科の種類と数に応じて相当数を加えるものとする。

(註) (一) (二) の週当り授業時数は  
通常の課程においては 三十四  
夜間の課程においては 二十四  
定時制の課程 (前項の夜間の課程を除く) においては、各授業時間において出席すべき生徒の週間合計数を生徒数で除した数とする。

## 第一号表乙

- (一) 生徒数三百人以下の學校においては
- $$\frac{(\text{生徒数}) \times (\text{週当り授業時数})}{50 \times 12}$$
- (二) 生徒数三百人を超え、七百五十人以下の學校においては
- $$\frac{(\text{生徒数}) \times (\text{週当り授業時数})}{50 \times 15}$$
- (三) 生徒数七百五十人以上の學校においては
- $$\frac{(\text{生徒数}) \times (\text{週当り授業時数})}{50 \times 18}$$
- 但し、(三) による数が三十四人未満のときは三十四人以上とする。
- (四) (一) (二) 又は (三) のほか、農業、水産又は工業に関する学科を置く高等学校においては、一学科を置くものについては二人以上、二学科以上一学科を加えるごとに一人 (工業に関する学科においては二人) 以上を増加しなければならない。
- (五) 定時制の課程においては、(四) にかかわらず、学科の種類と数に応じて、相当数を加えるものとする。
- (六) (一) から (四) までのほか、農業、水産又は工業に関する学科を置く高等学校においては、實習に必要な相当数の教員を置かなければならない。
- (註) (一) (二) 及び (三) の週当り授業時数は本表甲の (註) に同じ。

第二号表

一 校地、運動場及び校舎の生徒一人当たり面積標準

(単位平方メートル)

学科別	校地面積	運動場面積	校舎床面積
普通科を置く高等学校	七〇平方メートル (実習地を含まない)	三〇平方メートル (但し全面積は、 一五〇〇〇平方 メートルを下つ てはならない)	一〇平方メートル
農業に関する学科を置く高等学校			二〇平方メートル
水産に関する学科を置く高等学校	一一〇平方メートル		一〇平方メートル
工業に関する学科を置く高等学校			
商業に関する学科を置く高等学校	七〇平方メートル		一〇平方メートル
家庭に関する学科を置く高等学校			

5. 家庭の課程 家事室、裁縫室、調理室、作法室、せんたく室

二 農業に関する学科の実習地生徒一人当たり面積標準

農業科 (演習林の面積を含まない)	二五〇平方メートル
林業科 畑地	五〇平方メートル
演習林 (竹林及見本林を含む)	四八〇〇平方メートル
蚕業科	二〇〇平方メートル
園芸科・農業製造科	二〇〇平方メートル
農業土木科	一〇〇平方メートル
畜産科	三〇〇平方メートル
造園科	二〇〇平方メートル
女子農業科	一〇〇平方メートル

二 農業に関する学科の場合

1. 特別教室

各学科の関係教科の実験及び研究のために必要な特別教室、標本室及び準備室

2. 実習施設

(一) 農業科

耕種関係 農具室、収納室、作業室、管理室、肥料室、材料室、穀物倉庫、つみ肥舎及び水肥舎、温室及び同付属室、ピット・フレーム、実習教室、更衣室、農夫室、宿直室、生徒当番室

養畜関係 大動物舎、中動物舎、家きん舎、飼料室及び飼料調理室、ふ卵及び育すう室、消毒室、サイロ、管理室、牧夫室、宿直室、動物運動場

農業土木関係 機械農具室

農産加工関係 穀類加工室、野菜果物加工室、製造室、酪農室、つけ物加工室、製茶室、林産加工室、準備室、貯蔵室、動力室、と殺室、材料室、管理室、こうじ室

農業工作関係 木工室、金工室、材料室、準備室

養蚕を課す場合は蚕室、貯桑室、調桑室、宿直室及び同付属室

(二) 林業科

[学科ごとに備えるべき施設・略]

第三号表

一 普通科に実業の課程を置く場合又は専門教育を主とする学科にその専門以外の実業の課程を置く場合

1. 農業の課程 農具室、畜産舎、農産加工室、収納室、肥料舎
2. 水産の課程 実習船、漁具倉庫、漁具実習室、製造実習室、養魚池、標本室
3. 工業の課程 木工実習室、機械実習室、電気実習室、化学実習室、製図室、暗室
4. 商業の課程 簿記室、「工業及び資材」教室、調査資料室、タイプライティング教室  
但し物理及び化学の実験室をもつて「工業及び資材」教室にかえることができる。

- 三 水産に関する学科の場合  
〔学科ごとに備えるべき施設・略〕
- 四 工業に関する学科の場合  
〔学科ごとに備えるべき施設・略〕
- 五 商業科に関する学科の場合  
〔学科ごとに備えるべき施設・略〕
- 六 家庭に関する学科の場合  
〔学科ごとに備えるべき施設・略〕

新制高等学校普通科教員定員算出表

暫定基準			現在 教員 定数	恒久基準		
生徒 数	教員定数			生徒 数	教員定数	
50	$\frac{X \times 34}{50 \times 12}$	2.8	3	40	$\frac{X \times 34}{40 \times 15}$	2.2
100	10	5.6	6	80	12	4.5
150	10	8.4	9	120	12	6.8
200	10	11.2	12	160	12	9.0
250	10	14.0	13.5	200	12	11.3
300	10	16.8	15	240	12	13.6
350	$\frac{X \times 34}{50 \times 15}$	17.2	16.5	280	12	15.8
400	10	18.1	18	320	12	18.1
450	10	20.4	19.5	360	12	20.4
500	10	22.6	21	400	$\frac{X \times 34}{40 \times 18}$	18.8
550	10	24.9	22.5	440	12	20.6
600	10	27.2	24	480	12	22.5
650	10	29.4	25.5	520	12	24.4
700	10	31.7	27	560	12	26.2
750	10	34.0	28.5	600	12	28.2
800	$\frac{X \times 34}{50 \times 18}$	30.2 34	30	640	12	30.6
850	10	32.1	31.5	680	12	31.9
900	10	34.0	33	720	12	33.6
950	10	35.8	34.5	760	12	35.7
1000	10	37.7	36	800	12	37.6
1050	10	39.6	37.5	840	12	39.4
1100	10	41.5	39	880	12	41.3
1150	10	43.4	40.5	920	12	43.2
1200	10	45.3	42	960	12	45.1
1250	10	47.2	43.5	1000	12	47.0
1300	10	49.1	45	1040	12	48.8
1350	10	51.0	46.5	1080	12	50.7
1400	10	52.8	48	1120	12	52.8
				1160	12	54.7
				1200	12	56.6
				1240	12	58.5

第四号表

- 一 普通科に実業の課程をおく場合、又は専門教育を主とする学科にその専門以外の実業の課程を置く場合

- 農業の課程 農具室、収納室、肥料舎
- 工業の課程 木工実習室、機械実習室
- 家庭の課程 裁縫室、調理室、作法室
- 水産の課程 養魚池、標本室、水産実験室  
(理科実験室とかねることが出来る)

- 二 農業に関する学課の場合

1. 農業科

- 耕種関係 農具室 収納室 作業室、管理室、肥料舎
- 養畜関係 畜舎、飼料室、ふ卵・育すう室
- 農産加工関係 農産加工室
- 農業工作関係 農業工作室
- 養蚕関係 蚕室、管理室、生徒宿泊室

2. 林業科

〔学科ごとに備えるべき施設・略〕

- 三 水産に関する学科の場合  
〔学科ごとに備えるべき施設・略〕
- 四 工業に関する学科の場合  
〔学科ごとに備えるべき施設・略〕
- 五 商業に関する学科の場合  
〔学科ごとに備えるべき施設・略〕
- 六 家庭に関する学科の場合  
〔学科ごとに備えるべき施設・略〕

				1280	〃	60.4
				1320	〃	62.3
				1360	〃	64.7
				1400	〃	66.1

## 註

- <sup>1</sup> 小川 1980 : 182 頁。  
<sup>2</sup> 世取山 2012 : 81 頁。  
<sup>3</sup> 三羽 1999 : 248-316 頁。  
<sup>4</sup> 1947 年 3 月 17 日付 Conference Report by Monta L. Osborne (CIE Records Box.5363 (3)), 1947 年 3 月 27 日付 Weekly Report from Secondary Education Unit (CIE Records Box.5753 (1))  
<sup>5</sup> 大照 1948 : 大田周夫による序文。  
<sup>6</sup> 大田文書 SS180-5-2-106 (国立教育政策研究所蔵)。  
<sup>7</sup> 1947 年 6 月 12 日付 Weekly Report from Secondary Education Unit (CIE Records Box.5753 (1))  
<sup>8</sup> 「高等学校設置基準設定審議促進要項案 (昭二二・六・四)」、「新制高等學校設置基準設定委員会分科会について」(ともに大田文書 SS180-5-2-106 (国立教育政策研究所蔵))、1947 年 6 月 5 日付 Weekly Report from Secondary Education Unit (CIE Records Box.5753 (1))  
<sup>9</sup> 1947 年 6 月 13 日付 Conference Report by Monta L. Osborne (CIE Records Box.5363 (3))  
<sup>10</sup> 大田文書 SS180-5-2-107 (国立教育政策研究所蔵)。  
<sup>11</sup> 1947 年 12 月 30 日付 Weekly Report from Secondary Education Unit (CIE Records Box.5753 (1))  
<sup>12</sup> この文書には、「別記一 校地及び校舎建物に関する基準(案)」の後に「(別記二の参考)」があるが、これは大田周夫旧蔵資料目録には含まれていない。つまり、文書としては 2 つあり、これには別記一、二、四の 3 つの内容が含まれているということである。  
<sup>13</sup> この 3 つの「別記」案は 1 枚の用紙にまとめられているが、『大田周夫旧蔵資料目録』では独立の文書としては挙げられていない。6 月 4 日付の基準原案の一部と判断されたものとみられる。  
<sup>14</sup> 大田文書 SS180-5-3-106  
<sup>15</sup> 大田文書 SS180-5-3-110  
<sup>16</sup> 「[高等学校設置基準設定] 委員会答申 定時制高等学校設置基準 (昭 22.9.1)」(SS180-5-3-107)、「商業に関する学科最低基準案」「農業科設置基準案」「高等学校設置基準設定委員会・工業分科会決議事項」

「[高等学校設置基準設定委員会] 農業及水産関係学科分科委員会決定事項」「[高等学校設置基準設定委員会] 商業分科会決定事項」「[高等学校設置基準設定委員会] 家庭科分科会決定事項」「[高等学校設置基準設定委員会] 夜間課程分科決定事項」「普通科最低基準」「農業及水産関係学科高等学校設置最低基準案」「農業関係学科恒久基準案〔及び〕水産関係学科恒久基準案」「高等学校工業科設置基準」「高等学校工業科最低設備基準」「工業関係学科施設恒久基準案」「工業関係学科施設暫定基準案」(SS180-5-3-110) 等がある。

<sup>17</sup> 「高等学校設置基準(案)中、修正を希望する事項(体育局提出)」「農業関係学科・水産関係学科恒久基準に対する文部省修正案」「高等学校設置基準修正案〔及び〕暫定基準修正案(昭 22.7.30)」(大田文書 SS180-5-3-110) 等がある。

## 引用文献

- ・小川正人『『高等学校設置基準』と教育条件整備問題』『季刊教育法』36号、1980年7月
- ・三羽光彦『六・三・三制の成立』法律文化社、1999年
- ・世取山洋介「教育条件整備基準立法なき教育財政移転法制」世取山・福祉国家構想研究会編『公教育の無償性を実現する』大月書店、2012年

## 追記

- ・本資料及び解題は、平成 27 年度科学研究費補助金(スタート支援、15H06572)の研究結果の一部である。